

# 会 則

(名称・事務局)

第1条 本会は、仙台市小学校長会と称し、事務局を原則として会長の勤務校に置く。事務局には、事務局員を置くことができる。

(構成)

第2条 本会は、仙台市立小学校長及び宮城教育大学附属小学校校長をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、会員の親和と協力のもと研修活動を推進し、関係機関との緊密な連携を図り、もって本市小学校教育の充実発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 校長としての職能向上の研修に関すること。
- (2) 学校経営に必要な調査・研究に関すること。
- (3) 学校の管理運営に必要な諸条件の整備に関すること。
- (4) 会員相互の連絡提携と親睦及び福利厚生に関すること。
- (5) 教育行政諸機関及び関係諸団体との連絡提携に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 会 計 (経 理) 2名
- (4) 監 事 3名
- (5) 専 門 部 長 6名
- (6) 地区会長 8名 (青葉東地区、青葉西地区、宮城野地区、若林地区、太白東地区、太白西地区、泉東地区、泉西地区)

2 会長及び副会長は、総会で選出する。会計及び監事は会長が委嘱する。

3 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。また、うち1名は指定都市小学校長会研究協議会代表理事を兼ねる。

5 会計は、本会の経理にあたる。

6 監事は、本会の活動及び経理を監査する。

7 専門部長は、会長が委嘱し、担当業務の遂行にあたる。

8 地区会長は、会長が委嘱し、地区活動並びに本会活動の必要事項についての推進や連絡調整にあたる。

第6条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は本会の重要事項の諮問に応ずる。(ただし、顧問は会長職経験者とする。)

(機関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- |           |           |            |             |
|-----------|-----------|------------|-------------|
| (1) 総 会   | (2) 例 会   | (3) 役 員 会  | (4) 専 門 部 会 |
| (5) 委 員 会 | (6) 地 区 会 | (7) 県・市協議会 | (8) 特別委員会   |

2 総会は4月にこれを開き、会則改正、予算、決算、活動計画、役員選出及びその他重要事項を審議決定する。必要あるときは、臨時に総会を開くことができる。

3 例会は、本会の活動及びその他必要事項について研究協議する。

4 役員会は、必要に応じこれを開き、本会活動及び主要事項について審議する。

5 専門部会及び委員会は、必要に応じてこれを開き、専門部会は部長、委員会は部長又は委員長が招集し、担当活動の企画及び運営にあたる。

6 地区会は、地区会長が招集し、地区活動及びその他必要事項について研究協議する。

7 県・市協議会は、宮城県と仙台市の小学校長会相互に関わるることについて協議する。

8 特別委員会は、総会又は役員会の決議により設置し、臨時的特定事項の処理にあたる。委員は若干名と

し、会長が委嘱する。

(専 門 部)

第8条 本会に次の専門部を置き、担当活動の企画運営にあたる。総務部、研究部及び対策部には委員会を設け、活動の運営にあたる。専門部に関する規程は別に定める。

- (1) 総 務 部……………総務委員会・厚生委員会
- (2) 広 報 部
- (3) 経 理 部
- (4) 研 究 部……………学校課題委員会・領域別研究委員会・指定都市問題研究委員会
- (5) 生徒指導部
- (6) 対 策 部……………人事対策・働き方改革委員会・法制委員会

第9条 本会に地区会をおき、地区活動の運営にあたる。これに関する規程は別に定める。

(慶 弔)

第10条 本会の慶弔に関する事項は、別に定める。

(経 費)

第11条 本会の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

(会則の改正)

第12条 本会則の改廃は、総会に付議して決定する。

附 則

- この会則は、昭和51年4月16日から施行する。  
この会則は、昭和54年4月1日から施行する。  
この会則は、昭和57年4月14日から施行する。  
この会則は、昭和59年4月7日から施行する。  
この会則は、昭和63年4月1日から施行する。  
この会則は、平成4年4月21日から施行する。  
この会則は、平成8年4月1日から施行する。  
この会則は、平成10年4月6日から施行する。  
この会則は、平成14年4月18日から施行する。  
この会則は、平成16年4月15日から施行する。  
この会則は、平成19年4月1日から施行する。  
この会則は、平成21年4月1日から施行する。  
この会則は、平成21年7月1日から施行する。  
この会則は、平成22年4月5日から施行する。  
この会則は、平成24年4月4日から施行する。  
この会則は、平成29年4月5日から施行する。  
この会則は、令和2年4月28日から施行する。  
この会則は、令和3年4月28日から施行する。  
この会則は、令和5年4月4日から施行する。